

令和6年9月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和6年9月27日（金）

〔委員会の概要 子ども未来部関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。（13時32分）

これより子ども未来部関係の審査を行います。

子ども未来部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

なし

臼杵子ども未来部長

理事者におきまして報告事項はございません。どうぞよろしく申し上げます。

立川委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

木下委員

事前委員会で骨子案の報告がありました、子ども計画についてお伺いいたします。

今回策定する子ども計画の内容については、私も昨年度、議員提案の子ども未来応援条例の策定に携わりました。子供の権利に関することから、子供の居場所、児童養護施設などの社会的養育、結婚、妊娠、出産、子育て支援まで幅広い分野となっており、とても重要なことばかりだと思います。

現在、審議会などで意見を聞きながら検討が進められていると思いますが、これまでの検討状況について教えてください。

大井子ども未来政策課長

ただいま木下委員より、子ども計画のこれまでの策定に係る検討状況につきまして御質問いただきました。

子ども計画の策定に当たりましては、委員からもお話がありましたとおり、保育、子ども食堂など子育て現場で活躍される方々や、学識経験者、若者の当事者である大学生などで構成いたしますとくしま子ども未来会議を立ち上げまして、現場の御意見などを頂きながら進めているところでございます。

委員お話しのとおり、子ども計画の内容が非常に多岐にわたりますことから、詳細な審議が行えますよう、子ども未来会議の中に三つの部会を立ち上げまして、これまで延べ6回開催いたしまして、精力的に御論議いただいているところでございます。

具体的には、子供たちが安心して気軽に話せる居場所の必要性であったり、不登校やいじめ、虐待、ヤングケアラーなどを総合的に捉えた支援の有効性であったり、子育ての孤立防止、それから関係機関の連携と情報の共有の重要性など、様々な角度から御意見を頂いているところでございます。

また、当事者である子供や若者からも意見を聞き、これらを計画に反映していきたいと考えておきまして、こうしたことも踏まえながら、こども未来会議におきまして現在議論を深めていただいているところでございます。

今後は、計画の素案としてこれらを取りまとめ、11月議会におきまして御報告させていただきたいと考えております。

木下委員

今回の計画を策定するに当たって、子供たちからも意見を聞きながら計画に反映していくことは、この計画の大きな特徴であると思います。

具体的にはどのような方法で意見を聞いているのか。また、これまでの取組と主な意見について教えてください。

大井こども未来政策課長

ただいま計画の策定に関しまして、子供たちの意見聴取につきまして、どのような取組状況かということで御質問を頂きました。

こども計画の策定に当たりましては、当事者である子供や若者から広く意見を聞き取り、計画に反映していきたいと考えております。

具体的にはこれまで、中学校でのワークショップ、高校でのこども未来会議委員と生徒により意見交換会、それから児童養護施設やフリースクールなど、自分から声を出しにくい子供のところにこちらから出向く形での意見聴取などに加えまして、こども食堂や放課後児童クラブなどの職員を通じて子供たちの声を把握いたしますウェブアンケートや、教育委員会の協力も頂きながら、小学生から大学生までを対象としたウェブアンケートなど、様々な実施をしてきているところでございます。

子供たちからの主な意見といたしましては、子供の意見表明では、自分の気持ちの伝え方につきまして、子供がしてほしいことややりたいことを気軽に提案できるような仕組みがあればいいのというような意見があり、気持ちを伝えやすいものとしては、LINEなどのSNSや、目安箱や匿名サイトといったアイデアを頂いたところでございます。

また、結婚に関する印象につきましては、人生が充実しそうというポジティブな意見がある一方で、育児にはお金と時間が掛かりそう、家庭と仕事の両立が不安であるといったネガティブなイメージを抱いている声もございました。

また、職場に望む支援といたしまして、どんな人でも産前・産後休業、育児休業を取りやすい環境をつくってほしいというような声もございました。

今回の取組で聴取した子供たちの意見につきましては、こども計画に可能な限り反映させていただきまして、当事者であります子供たちのニーズを踏まえて、より実効性の高い計画としていきますとともに、これらの声は、関係機関であったり関係部局と情報共有、連携をいたしまして、子供たちの意見を反映した施策の実現につなげてまいりたいと考え

ております。

木下委員

今回、子供たちから集めたニーズについては、計画に反映できるものはしっかり反映していただきたいと思います。

県の計画に反映されれば、子供たちにとっても、自分たちの意見が社会に何らかの変化をもたらしたという経験から自己肯定感の向上につながり、主体的な社会参画の促進にもつながります。そのためにも、子供たちの意見がどのように計画に反映されたのか、子供たちにフィードバックされるよう、今回の計画策定作業の中で是非工夫していただきたいと思います。

また、このこども計画が子供たちにとって親しまれるよう、本県らしい愛称を子供たちから募集するといったこともいいのではないかと思いますので、是非そこも含めて考えていただくことを提案させていただき、私の質問を終わらせていただきます。

井下委員

こども計画について木下委員の質問があり、答弁が非常に前向きでいいなと思ったのですが、私がちょっと気になった点が2点あります。

こども大綱の中で、子供の定義が心身の発達段階の途中にあるという年齢で区切っていない定義で、これもすごく良いことなんですけど、逆に言うと、どこまでどういう支援をしていくかっていうのが曖昧にならないかっていう不安要素があります。県のこども計画の中で、どのようにその辺の支援と一緒に進めていくのかお伺いをしたい。

それともう1点、今回、こども計画を作って、すごいまた幅広くやっていくんですけど、当然、支援をしていく施設も必要になったり、人員も必要になったりすると思うんです。そんな中で、例えば、先日立川委員長と大阪府に行ってきたんですけど、茨木市では母子生活支援施設ということで、公営住宅を改装している企業が借り上げてやっているんですが、DV被害から逃げたりとかいろんな制度をやってます。同時に、同じアパートで、若者、女性の逃げ場所とか居場所づくりみたいなのをやってるんですけど、徳島県でまだそういう取組みみたいなのが現段階では無いんです。

このこども計画をやるに当たって、今後こういうのをやっていかないといけないというもので、現在分かっているものがあれば教えてください。

大井こども未来政策課長

ただいま井下委員より、こども計画に係ります年齢の関係での御質問がございました。そちらについて、私から答弁させていただきます。

委員からお話がございましたとおり、国のこども大綱では、年齢を区切ることなく心身の発達過程にある者としておりまして、基本的に県のこども計画におきましても同様の扱いをさせていただこうと考えております。

ただ、委員からお話がございましたとおり、際限なくというようなことではなく、各施策でも年齢制限等があるものにつきましてはそちらを優先しながら、計画は全体的に網羅できるようにしていきたいと考えております。

原田青少年・こども家庭課長

ただいま井下委員より、女性が生活できるような場所という形で、母子生活支援施設という御質問を頂いたところでございます。

先般、本会議でも部長から答弁があったかと思いますが、母子につきましては、本県には昨年8月から母子生活支援施設がございます。こちらにつきましては、基本的には母親と子供が入所し、養育とかそういった形で入るような施設でございますが、状況によりましたら、妊婦の方も特定妊婦という形で養育が困難な方や、一時保護が必要な場合につきましては緊急的に入所することにより、出産であったり、その後の生活についても支援をしていくような仕掛けで、いわゆる居場所を確保しているところでございます。

なお、委員がおっしゃるような、例えばもう少し若年層の方での居場所となってきますと、先般、困難な問題を抱える女性支援法というような形で、困難女性の支援法が新しくできたところではございます。生活環境部の男女参画・人権課の所管にはなりますが、我々も児童相談所と対応しながら、18歳未満の子供は児童相談所が積極的に保護していきながら、親元に返していきながら、養育環境を整えていけるような対応もしていけるのではないかと考えております。

井下委員

年齢で区切ったりとか、いろんところで区切りをつけたい。例えば発達段階に障がいがあってなかなか学校に行けないとか、引きこもりのこととかもあったりして、そういうのが学校で引っ掛かる子供はまだいいんですけど、それ以前に、全くどこにも引っ掛からない子供ってというのがいてはいけないと思っております。

なので、先ほど困難女性の件もちょっと他部署だということだったんで、できるだけ連携をしっかりとやって漏れのないようにしていただいて、子供のカテゴリーの枠がない分、全ての若い女の子たちも含めて支援できるような体制づくりをしていただきたいと思います。要望だけしておきます。

それと、10月から子育て支援の施策が変わるとお伺いしたんですが、この辺、教えていただけますか。

玉岡子育て応援課長

ただいま井下委員から、10月から子ども・子育て支援法の関連法の制度変更について御質問を頂いております。

先般6月に、子ども・子育て支援法の一部改正が行われまして、今後、経済的な支援の強化として様々な制度の創設、拡充が予定されております。

主なものとしましては、来月10月から実施の児童手当の抜本的な拡充をはじめ、翌11月からは、ひとり親世帯を対象に支給される児童扶養手当の第3子以降の加算額引上げ、また、翌年、令和7年4月からは、妊娠した子供の数に応じて現金給付が行われる、妊婦のための支援給付やその現金給付に併せて伴走型で妊婦の相談支援を行う妊婦等包括相談支援事業の新設、さらに、令和8年度からは、保護者の就業状況にかかわらず3歳未満のお子さんがどなたでも利用できる、こども誰でも通園制度の構築といった形で段階的に実施

予定となっております。

県としましても、国の動向も注視しながら実施主体である市町村と情報共有を図っているところでございます。

井下委員

国もたくさん拡充していただいて、大変有り難いと思っているんですが、実施自体、多分市町村になるかと思うんですけど、たくさん支援いただけると有り難いです。だんだん複雑になってきて、自分がどこに該当するか分からないとか、そういったことがある可能性もありますので、しっかり子育てが必要な方に届くように、また県としてもサポートをしていってくださいと要望だけして終わります。

近藤委員

私からは、6月の委員会に引き続いて、社会的養護が必要な子供たちの支援について質問させていただきます。

先般の代表質問でも問題提起がございました、児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数が、令和5年度は1,181件と過去最多であったという報道がございます。

支援が必要な子供たちも年々増加していると思うんですけども、本日は、様々な事情で親元を離れて暮らす子供たちの状況、特に里親委託の県の対応について質問させていただきます。

まず、現在、児童虐待の相談を受けた場合について、児童相談所はどのように対応されているのかを教えてください。

原田青少年・こども家庭課長

ただいま近藤委員より、児童虐待の相談を受けた場合の対応につきまして御質問いただきました。

まず児童相談所におきましては、児童虐待の通告や相談が寄せられましたら、職員が家庭訪問や面接などを行いまして、子供の安全確認を行っているところでございます。子供の状況を確認させていただいた後は、個別ケースに基づきまして方針を決定することになっていきます。

そういう中で、迅速に子供の安全を守る必要がある状況では、一時保護施設におきまして子供をお預かりすることとなっております。一時保護の間に、児童相談所の専門的な知見を生かしながら、子供のケアや行動観察、保護者への指導などを実施し、その後の援助方針などを決定していくこととなっております。

こうした中で、引き続き保護者から子供を離して暮らしていく必要があると判断させていただきました場合は、児童養護施設等への入所、里親への委託が行われることになっております。

近藤委員

一時保護された後、家庭へ帰れない子供たちが児童養護施設に入所したり里親へ委託されると聞きましたけれども、現在、この施設入所及び里親委託の子供たちの数はどれぐら

いになるんでしょうか、教えてください。

原田青少年・こども家庭課長

近藤委員より、施設入所でありましたり里親委託を受けている子供の人数ということでございます。

令和5年度のデータでございますが、県内の児童相談所で対応いたしました対応件数につきましては、先ほど委員からも御紹介いただいたとおり1,181件でございます。このうち、児童養護施設等へ入所した児童につきましては54名、また、里親への委託をさせていただいた児童につきましては2名となっております。

さらに、これまで児童養護施設や里親に委託もされている状況でもございますので、こちらの状況でいきますと、令和6年3月31日現在につきましては、養護施設につきましては200名、里親委託されている児童については40名という状況でございます。

近藤委員

児童養護施設と里親委託、どちらがいいというのは多分ないとは思いますが、家庭的な環境で子供たちを養育する里親委託については、今後ますます増えていったほうがいいとは個人的に考えるんですが、県ではこの里親委託を増やすことについて、一体どんなふうに取り組んでいるんでしょうか、教えてください。

原田青少年・こども家庭課長

近藤委員より、里親委託の推進につきましての御質問かと思えます。

県につきましては、里親支援を行うに当たり、民間機関と連携をいたしまして、里親制度の普及啓発でありましたり、制度の説明会を実施して、里親になっていただくよう登録を促しているところでございます。

里親委託の流れといたしましては、まず、里親を希望されている方につきましては、児童相談所の職員と面接、ありましたら要件の確認などを行いまして、研修を受けていただいた後、審議会の了承も頂きまして里親として登録されるものでございます。

その後、里親に登録いただいた後に、子供と里親の相性を確認するマッチングが児童相談所から事前に行われまして、成立した場合に里親委託という状況になってきます。

県では、このような里親委託をするに当たりまして、更に調整機関を設けまして、里親の面会交流でありましたり里親宅での外泊に要する経費を助成するなどして、丁寧にマッチングの支援を行っているところでございます。

委員のお話のとおり、家庭的な環境で子供たちを養育していく里親委託をもっと進めるべきだというような御意見がございまして、昨年度の実績が2件というところで、私どもは少ないと考えていて、更に進めていかななくてはいけないと思っているところでございます。

県内里親の登録数につきましては、3月31日現在で97世帯というところではございますので、更にその裾野を広げることで、様々な特性を持つ子供たちの受皿を作っていく必要があると考えております。

このため、登録数を増加させていくためにも、今、児童養護施設に入所して生活してい

る子供を、週末などに一定期間、里親さんのほうでお預かりいただくような週末里親を進めているところであり、今年度は新たに育児疲れなどの要因で一時的に子供を預かるショートステイに取り組むなど、里親の皆様方の活躍の機会の確保も図りつつ、裾野を広げていけたらと思っております。

今後とも、里親の皆様の様々なお気持ちをお聞きし、寄り添い、関係機関と連携しながら制度の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

近藤委員

本来は、そういう社会的養護を受ける子供がゼロになったらそういう心配をしなくていいと思うんですけども、なかなかそういう状況は難しいかと思えます。

今後とも困難な状況にある子供たちが健やかに育つ環境づくりに取り組むことは重要であると思えます。

子供たち一人一人に寄り添った支援を行っていくためには、児童相談所の専門的知見に加えて、温かい愛情を注ぎ、正しい理解を有する里親や施設の方々と連携していくことが必要だと考えます。今後とも関係機関と緊密に連携していただくよう要望しまして、質問を終わります。

竹内副委員長

本年度若しくは来年度から、保育所等で進められる国の新しい事業や制度で若干懸念する点がありますので、2点お伺いしたいと思えます。

まず、こども誰でも通園制度が本年度から始まっています。本年度は全国の115ぐらいの自治体で施行と。それで、来年度制度化されて実施自治体を拡充していき、令和8年度から全国の自治体で本格実施ということが示されています。

中身としては、0歳6か月から3歳未満児の子供を月に10時間を上限に保育所などで預かるということなんで、考えただけでも、その時間設定であったり対象年齢であったり、本当にこんなことができるのかなというのが正直なところですけども、補助金も含めて具体的に動いていきますので、それぞれの自治体で、県としてどういう形で進めようとしていらっしゃるのか、まずお伺いいたします。

玉岡子育て応援課長

ただいま竹内副委員長から、こども誰でも通園制度の今後の進め方について御質問を頂きました。

副委員長がおっしゃいましたとおり、こども誰でも通園制度につきましては、保護者の就労の有無を問わず、3歳未満の未就園児がどなたでも利用できる制度になってまして、令和5年度にモデル事業が開始され、今年度試行的な事業が行われており、令和8年度から本格実施が予定されております。

本県におきましては、今年度、上勝町におきまして1か所実施予定でございまして、11月からの利用開始に向けての準備が進められていると聞いております。

また、実施主体となる市町村におきましては、今年度中にこども誰でも通園制度の市町村内での必要量、どれぐらいの人数が要るか、また提供体制、受皿が確保できるかという

計画を立てることになっております。

県としましては、こうした計画策定の支援を通じながら適切に準備を進めていきたいと考えているところです。

ただ、副委員長がおっしゃいましたように、昨年度モデル事業を実施した結果として国から示されている調査結果によりますと、保護者が利用されて自分の時間が持てるようになったとか、専門家である保育士からいろんなアドバイスを受けることで新たな気づきを得られたという前向きな御意見がある一方で、保育現場の保育士からは、ふだんの保育に加えて、更に子供の対応に掛ける時間や協力が増えたり、通常保育に比べて子供が環境に慣れることが難しいといったような現場の負担感、また保育人材の不足を指摘する声が挙がっているということになっております。私自身も、県内市町村の保育施設の担当者から、実施に当たっては、なかなか人材の確保が難しいという御意見もたくさんお聞きしておりまして、安定した保育の提供体制が重要になってくると思っております。

県といたしましては、令和8年度の本格実施に向けまして、保育人材の確保に取り組み、まずは体制の整備を支援していきまるとともに、今年度、上勝町で試行的に事業が行われますが、そこでの現状、あるいは拾い上げた課題について、機会を捉えて国に伝えてまいりたいと考えております。

竹内副委員長

今から施行ということで、恐らく今から制度設計というか、やり方を検討されていくんだらうと思いますけれども、今の段階でもし分かるんだったら、例えば、保育の定数配置基準に余裕があるところに受け入れるのか、加配的に保育士を雇い入れてそのときに対応するのか。若しくは、こども誰でも通園制度用の保育室があって、そこで特別に受け入れるような体制を作るのか。どのような体制が検討されているのか。分かれば結構です。

玉岡子育て応援課長

現在、上勝町で行われる予定の事業形態についての御質問でございました。

おっしゃっていましたように、在園児と合同で行うパターン、独立した部屋を構えて行うパターン、そして余裕を活用するパターンと、大きく3パターンに分かれるかと思うんですけれども、来月、上勝町では事業者を募集というか、選定する作業を行うと聞いていますが、詳細は承知しておりません。

竹内副委員長

来月から事業者を募集するという事なんですね。分かりました。

そしたら、まだまだ先だということで、既に昨年度、全国では試行的にやられた自治体もあるとは思いますが、配置基準のゆとりがあるところに子供を受け入れるようなケースが多いのではないかという気はします。一方で、国の資料とかを見ても、こういうやり方をやれというのは余り明確に示されてない中で、こういうお金をこれだけ出しますみたいな提起がされているだけのようにも受け止められますので、どういう課題が出てくるのかというのは、現場レベルで言うと相当混乱すると思います。

最初にも言いましたけど、3歳未満児で月に10時間、要するに週に2時間、やっど環境

的に慣れたような子供の保育室に、言うたら全然知らない子が週に1回程度入ってくる。それで、なかなかなじむ時間がないうちにまた帰っていくと。そのことが良いのかどうかも含めて、現場では賛否あろうかなと思いますけど、先ほど上勝町の例も含めておっしゃっていただきましたが、試行をしてみて、この制度のこういうところが良かった悪かったっていうのを国に意見反映をしていくような仕組みはあるんでしょうか。

それがあるというのであれば、上勝町がやった成果、経過を上げていく段取りができていのかどうか。ないならないでいいんですけど、どのような状況でしょう。

玉岡子育て応援課長

ただいま竹内副委員長から、国へ意見を伝えていく方法について御質問いただいております。

現場においては、今年、試行的事業を行っているんですけども、国においても、この6月に検討会上げておりまして、令和7年度の制度化、令和8年度の本格実施に向けて今正に検討しているところです。その中で、昨年度のモデル事業、そして今年行った試行的事業の結果を反映させた上で制度化の作業を進めていくということになっております。

それで、この試行的事業を行った結果を各都道府県から吸い上げる形になっていると認識しておりますので、そういう機会を捉えて意見を言っていきたいと思っています。

竹内副委員長

ここで言うてもしょうがないんですけども、一時保育が制度としてあって、それと一体何が違うんだろうというような思いも一方ではあって、この制度どおりにやると、現場はもう多分混乱しかしなないと思います。試行的にやって、その混乱を基準に新たな形を作っていくというのであれば、何かちょっと方法が違うのかなというような思いもしてまずし、冒頭におっしゃっていただいたように、人的な課題がかなり残ると思いますので、上勝町でやることに対しては十分配慮をしていただくといいですか、見ていただいて、その意見も聞いていただいて、しっかり国に届ける体制づくりといいですか、意見反映ができるような形を目指していただきたいと思います。本当にもうこれは保育現場が混乱することしか思い浮かびません。

今言うてもしょうがないことなんですけれども、元々保育所っていうのは、保育に欠ける児童、子供をどう対処するのかが基本だったのが、いろいろな制度の変遷で認定こども園という形に変わってますよね。そんな中、もう本当に根本的なところからずれているのではないかという思いは強くありますので、そういう保育に関わる部分ではない第三者として非常に懸念があるということは、機会があれば国にお伝えいただきたいと思います。

今、国でも試行の自治体保育所の随時募集を広げてますけれども、今のところ県内で、追加で手を挙げている自治体はありますか。

玉岡子育て応援課長

他の市町村の状況ですけども、今のところ今年度中の開始という話は聞いておりませんが、来年度の実施に向けまして、各市町村の状況は順次確認してまいりたいと考えております。

竹内副委員長

2点目は、新たな継続的な見える化の制度、保育所のいわゆる経営状況や配置、様々なことを保育所が報告して、それを公表するっていう制度が来年度から始まります。

それでこの新しい制度を県としてどのように対応していく段取りなのか。来年の4月から恐らく報告を受け取るということになると思いますので、どのような形で進めようとしているのか、お考えをお聞きします。

玉岡子育て応援課長

ただいま、保育所等における経営状況の見える化についての御質問を頂いております。

この経営情報の見える化につきましては、保育所における運営経費が施設の中でどのように使われているか、保育士の人件費にどれだけ充てられているかという使い道を明らかにして透明性を向上させることで、保育士等の処遇改善や職員配置の改善の検証を行うことを目的として行われるものとなっております。

この制度につきましては、公的な財政支援である施設型給付を受ける全ての施設、事業者を対象に、毎事業年度、経営情報の報告を求めていくもので、県では、個別の施設、事業所単位でモデル給与、人件費比率、職員の配置状況などを公表しますほか、国におきましては、報告された経営情報を基に、経営施設形態、地域、規模など、属性に応じたグルーピングをして、複数の施設が比較可能な形で集計、分析結果を公表することとされております。

この見える化をすることによりまして、情報の公表が充実されて、子育て家庭が保育施設を利用したり、あるいは保育士が就職をする際の施設選択の判断材料の一つになるとともに、施設側にとっても自らの経営の分析や改善を行う契機になるといった波及効果も期待されているところです。

令和7年度の公開に向けまして、今後、国において説明会の開催あるいはマニュアルの作成が予定されておりまして、円滑に事務手続が進むよう、市町村と連携しながら準備を進めてまいりたいと考えております。

竹内副委員長

詳しく御説明を頂きましたけれども、最初にこの話を聞いたときに、要するに今御説明を頂いたようなことを、報告を受けて公表しないといけないぐらいひどいといいますか、オープンにされていない状況だったのかなという思いは持ったんです。要するに、配置基準を満たしているのかどうかで、適切な人員が配置されているのかどうかで、保育所自身がきちんと運営をされているのかどうか。それで、職員に、保育士にきちんとした給料が払われているのかどうか調査をしないと分からないような状況に保育所や認定子ども園が置かれているのかという疑念を持つわけです。

一方で、保育士の給与が全産業平均と比べて数万円低いという実態は、もうこれまで随分明らかになってきましたので、こうした調査を通してそういうのが明らかになって、きちんとした配置基準や保育士の給与が改善されていくということにつながれば有り難いんですけども。

各保育所が、モデル給与という言い方をされましたけど、報告できるような内容を国に報告するんだろうと思うんです。県はどのように対処されるんですか。例えば、報告した内容がちょっと不適切というのはないかも分かりませんが、そういうような状況が見受けられたときに、指導監査のような内容で対応していくのか。

要するに、給料が低いんでもっと上げなさいって言うことができるのか。配置基準を満たしていないでもっとやりなさい、そもそもこれは指導監査の中でやるべきことだろうと思いますけれども、この調査報告の中で県はどういった対応をされていくのか。

今の段階で分かることがあればお願いします。

玉岡子育て応援課長

経営情報の見える化を実施する中で、どのように県がその施設に費用の確認を行うのかというところですけども、システムで行うことになってまして、どのようなステップを踏んで県が承認をして公表するようになるのかというのは、今後また国が示すマニュアルや制度設計を見てからになります。

それとは別に、現在でも年に1回行っている指導監査におきましても、当然保育士の処遇改善のことについては確認しております。監査のときに、国の人事院勧告に準拠した改善が行われているか、キャリアアップに応じた加算が行われているか、職員数に基づいた体制が整備されているかといったところを確認して、助言、指導を行っているところです。

竹内副委員長

しっかりとお願いをしたいと思いますが、割と保育職場、認定こども園は、制度上も金銭上もコンプライトされているというか、公定価格で決まっていますし、指導監査で今おっしゃられたようなことはきちんとやれる。保育所については市町村が指導監査しますし、認定こども園に関しては県が行うはずなので、それなりの体制は今まで構築をされてきたはずなんですけれども、あえてこのときにこんな調査を報告して公表するっていうのは、逆に言うと今の段階でそうならない保育職場が多いのかなという心配を持っていますので、是非、この報告と公表が労働条件や子供たちの環境の整備につながるようお願いをしたいと思います。

もう1点なんですけれども、知事が尽力をしたという表現をしますけれども、最低賃金が980円になりました。

先ほども言いましたように、保育士の給与は全体に比べて低いのが実情なので、こうした報告と公表を通じて、指導監査も含めて、しっかりと給与を払っていただく、保育士の労働条件を向上させていくっていうのは、一方でやっぱり考えていかなければいけないと思っています。

逆にそれに結び付かないのだったら、本当にもう御苦労されるだけなので、本当に心配します。公定価格にしっかりと反映をするっていうのは変なんですけど、一般中小企業や零細企業は、恐らくこれからいろんな経済対策が県からも示されて予算化をされて、足りない給与や人員に対しての経営を圧迫するような材料を払拭していくんですが、保育現場に関して言うと、それはもう恐らく公定価格しかないの、どういうふうにそれを、逆に

言うとは、各自治体で担保していくかというのは重要な課題になってきます。そのことも踏まえて、来年度以降、形骸化をしないように、報告がありました、これで公表します、終わりましたというだけではなくて、今お話があったような悪いことがあれば改善をしていく。ただでさえ看護や保育の職場は県内で十分働きやすいところがなくて、淡路に逃げたり香川に逃げたりっていう例はよく聞きますので、せつかく資格を持って働かれる方が徳島県内で安心して働いて、それで子供たちを安心して預けられるような環境づくりにつながるようお願いをして、終わります。

立川委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

こども未来部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、こども未来部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、こども未来部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（14時19分）